

自治体の現業職員の給与の在り方に係る

公務労協の意見

I 公共サービスの質的向上と労使関係について

公務の場合、労使が一体となって納税者たる国民・住民にサービスを提供するものであるから、その労使関係の在り方は、サービスの基盤の一角を形成する。この間、質の高いサービスを実現するため職員の専門性とモチベーションの向上に資する勤務労働条件について労使交渉を続けてきた。今後とも、労使関係の安定化と透明化を図り、総合的に国民・住民に対するサービスの安定化と向上を図る必要がある。

II 自治体の現業職（技能労務職）業務の現状と課題

1. 自治体の現業職業務の現状

- (1) 自治体の現業職業務は、サービス提供の接点に位置し、需要サイドでの市民ニーズの把握と供給サイドとしてのフローの役割を担う。
- (2) 経済成長に合わせて市民生活が安定、向上するとともに公共サービスの内容と質が変化してきた。
- (3) 供給サイドからの一方通行的フローから、需要サイドからの逆フローもある双方向型へ転換している。
- (4) 市民ニーズにより見直され、向上したサービスの提供主体としての役割を持つ。

2. 具体的事例（別紙参照）

- (1) 清掃
- (2) 学校給食
- (3) 学校用務

3. 法の建前と実態との乖離

- (1) 自治体の現業職員は「単純労務職」という制度上の整理と現実に担っている職務職責との乖離がある。給与の在り方に係わって、その乖離から生じる矛盾を労使交渉・協議を通じて対処してきた。
- (2) 自治体の現業職業務と行政職業務の区分けが困難、あるいは業務が重なり合う現状にあり、法整備を含めた検討が求められている。

III 賃金等労働条件とその決定方法

1. 賃金

賃金は労働の対価であり、その職務・職責に応じた賃金が原則。

2. 労働条件決定のあり方

- (1) 労働条件の決定は、組合は「1. 賃金」の考え方に基づき、使用者側は自らの経営判断（業務内容、国や近隣等の自治体の状況、生活費等の諸条件、財政状況等）に基づき、国家公務員や他の自治体現業職員、そして民間の同一・類似の職種の方の給与を念頭に置きながら、交渉に臨み、労使が一致点を決め、決定事項を法に基づき実施することが原則（労使自治の原則）である。
- (2) 労使交渉の具体的方法
 - ① 自治体任用の職員は、適用法の違いにより区分され、法律に基づき職員団体や労働組合が組織されている。
 - ② しかしながら、ほぼ同時期に行われる労使交渉をそれぞれの団体ごとに実施することは、煩雑を極め、交渉コスト（長時間の業務と多くの人員が必要）の面からも非合理的といえる。
 - ③ よって多くの自治体で労使双方が取り決めを行い、連合体方式等をとつて、共同で労使交渉を行う方法を選択しており、交渉コストの面からも望ましいと考える。

3. 賃金センサスについて

賃金センサスのデータについては、職務内容の異同は別にしても、次のような限界がある。

- (1) 賃金センサスでは各職種の平均勤続年数は8.1年～10.8年である（平成19年賃金構造基本統計調査）のに対して、地方公務員技能労務職の平均経験年数は25.9年である（平成19年4月1日地方公務員給与実態調査）。
- (2) 賃金センサスの職種別・都道府県別のデータは、勤続（経験）年数階層別のものが公開されていないので、同種同等の原則による比較ができない。
- (3) 人事院・人事委員会の調査は実地調査、賃金センサスは実地自計調査。
- (4) 賃金センサスの職種別・都道府県別データは、年ごとの数値の変動が3%～121%ある（平成15年～平成18年賃金構造基本統計調査）。

清掃職員の業務

1. 清掃職員の業務についての自治労の考え方

廃棄物行政に現場でかかわる公務員としての清掃職員には、安心で安全な地域づくりに責任を持つ立場から、廃棄物の収集・運搬・処理業務にとどまらず、地域の環境保全や向上に取り組みが求められている。また、温暖化対策など地球規模での環境保全が求められる今、地域での資源循環などに積極的に取り組まなければならない。重要課題となっているこれらを実現するためにも、市民に対する啓発・教育活動および自治体への政策提言は、重要な任務である。

さらに、地域を常に巡回している業務の特性から、市民の立場からすればもっとも身近にいる自治体職員として、市民のニーズや暮らしについての自治体のセンターとしての役割も期待されるのであり、環境・廃棄物にかかわる業務だけでなく、安否確認をはじめ幅広く市民の状況やニーズを把握し、自治体の政策に反映させていくことも重要な業務となる。

2. 運営体制(政令市での例)

一般家庭から排出される廃棄物の収集・運搬・処分が主な業務の種類
業務執行体制については現業管理体制を中心に日常業務を運営

現業職員が日常業務を遂行するために主任を中心とした業務執行体制を確立し、現場業務の自主管理・自主運営とともに職員の労務管理も行っている。

○現業管理体制の各主任階層名称

- ・技能統括主任
- ・部門監理主任
- ・業務主任
- ・一般作業員

3. 主な日常の業務

- (1) 一般家庭から排出される普通ごみ収集（厨芥ごみ、紙ごみその他）
- (2) 資源ごみ収集（缶・ビン・ペットボトル・金属製の生活用品）
- (3) 容器包装プラスチック収集（ボトル類・ラップ・カップ・トレイ類・チューブ類）
- (4) 粗大ごみ収集（30センチ角以上、棒状1m以上の物）
- (5) 環境整備業務（臨時搬出ごみ・引越しなどに伴う多量に出るごみ・道路上の死獣回収）
- (6) 道路清掃（不法投棄・散乱ごみ）。
- (7) 高齢者（65歳以上）、障がい者宅への個別収集業務（ふれあい作業）
- (8) 日常の収集・運搬業務中における市民の安全確保を目的とした安全パトロール。（各職員は普通救命講習を受講済み）
- (9) 排出不適切者への啓発・指導業務

- (10) 民間事業者、委託業者、産業廃棄物業者への規制指導業務。
- (11) 死亡したペット、胞衣汚物引き取り業務。
- (12) 小学生を対象とした環境学習「ごみと社会」の副読本に沿って小学校への出前体験学習と、環境問題や、人権問題（職業差別等）の啓発。
- (13) 市内4000人の廃棄物減量等推進委員と連携した、廃棄物、環境問題に関する学習会や、地域住民に対する事業説明会。
- (14) 路上喫煙防止対策など条例制定に伴うグッズ、物品など配布啓発業務
- (15) 局事業における収集品目の拡大や収集計画変更など、新規事業の住民啓発や事業説明会
- (16) 子供服・ベビー服・マタニティー服など特定衣料の無償展示・提供
- (17) 不適切排出物・排出者に対する個別指導。

4. 年間行事に関連する業務内容もしくは臨時的業務の内容

- (1) 年末・年始特別作業における即日収集
(年末は一般家庭から排出されるごみ量が増加するため、特別作業を実施)
- (2) お盆特別作業・精霊流し（市内の河川等）での供物・絆木など収集作業
- (3) 市民・事業者・公的施設と連携した「一斉清掃」の取り組み
(毎年11月に市内小学校・中学校、連合町会単位での地域清掃への支援とごみ収集)
- (4) 局事業における新規事業の住民啓発や事業説明会
- (5) 時間外広聴による即日収集の対応
(収集時間帯以降に排出されたごみの市民等からの連絡による対応)
- (6) 廃棄物減量等推進員と連携した大規模ガレージセールや、区単位のガレージセール。区民祭りでの環境問題コーナーでの啓発業務

5. 業務に必要な免許とスキルアップ

- (1) 業務に必要な免許や技術等(収集・運搬・処理・処分関連)
運搬業務については、大型免許や、ショベルローダーなどを運転するため、講習を受講。
2級小型船舶操縦士免許
自動車整備士2級免許
クレーン免許
ガス溶接・アーク溶接技能講習
- (2) スキルアップのためおこなっている研修など
 - ①採用後5年目研修。リーダーシップ研修。新任業務・監理主任研修。技能統括主任研修。
 - ②階層別研修（技能統括主任・部門監理主任・業務主任）
 - ③スキルアップ研修（環境問題講座・パソコン講座）
 - ④人権問題研修。環境局人権講座・啓発推進委員会指導者研修。認知症サポートリーダー養成研修。普通救命講習。事業研修Ⅰ・Ⅱ

〈参考〉賃金センサスによる職種の定義

廃棄物処理業従業員

産業大分類 Q サービス事業のうち中分類 Q85 の「廃棄物処理業」に従事する者。(ごみ収集運搬業、ごみ処分業、し尿処理運搬業、し尿処分業等の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業が含まれる)

学校給食調理員の業務内容

1. 学校給食調理業務についての自治労の考え方

2005年7月、食育基本法が成立し、食育の推進に係る教育関係者の責務など（食育基本法11条）が定められ、公務員としての学校給食調理員の担う任務は一層重要となっている。学校給食は教育の一環であると同時に、子どもの健全な発達に欠くことのできないものである。

したがって学校給食調理員は地域での健やかな子どもの発達に責任を持つ立場から、単に調理のみを行うだけでなく、食育に取り組むことで子どもの健全な食習慣の涵養をはかると同時に、地産・地消など、安全で安心な食材の確保と提供に努めるべきである。また、それらを実現するため、自治体に対して政策提言を行っていくことも重要な任務である。

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2. 運営体制（政令市小学校の例）

- (1) 自校方式による小学校給食調理業務（146校 75,000食）
- (2) 正規職員と非常勤嘱託職員との協働体制（配置基準による）
 - 1200食=常勤4人 + 非常勤4人
 - 600食=常勤2人 + 非常勤3人
- (3) 統一献立（5コースに分かれる）、共同購入（市学校給食公社）

3. 主な日常の業務

- (1) 調理、配缶、各階へのリフト作業
- (2) 食器、食缶の洗浄、消毒、調理室内の清掃
- (3) 調理前の機器類の拭きあげ、洗浄、消毒作業、衛生管理チェック、保存食採取
- (4) 食器返却時に児童の喫食量確認（休憩時間であるが交代で対面声かけ）
- (5) 物資の検品、検収
- (6) 関係課との連絡、調整
- (7) 学校側との連絡調整
- (8) 作業日誌、作業動線図、衛生管理チェック、文書作成と校長への提出
- (9) 翌日の調理準備
- (10) 職員会議の中で、食育の展示やクラスへの入り込みなどの企画書を提出

し、学校全体の同意を得て実施。

- (11) 献立担当栄養士と調理員による献立調理反省会。栄養士から調理員への調理献立説明会において、献立調理上のチェックと提案。教委主催の献立管理委員会（代表 24 名参加）、物資選定委員会（代表 2 名オブザーバー参加）。毎月 1 回、12 ブロックに分けての時間外の献立反省会で、各学校の子どもたちの嗜好・先生方の意見、物資の問題や献立組み合せ等について、全校の情報を集約し、献立反省会に反映。

4. 年間行事に関する業務内容

- (1) 食育月間（6 月）、食育の日（毎月 19 日）前後を中心に、職長グループの食育班が決めた食材のテーマに沿って、給食室前の廊下等に五感を使って感じる食育展示を行う（ハロウィンのお化けかぼちゃなど）。
- (2) 給食時間に教室に入り、子どもたちに、食について 3 分スピーチ。献立や食材等について視覚教材を使っての話しかけ、食材との出会いを企画
- (3) 入学式一保護者に対しての給食についての説明（資料をつけて）
- (4) 就学児検診、入学説明会、学校開放日、学校バザー、校区でのフェスタに給食展示・レシピ配布
- (5) 保護者対象の試食会での講話、及び試食時に献立の説明（資料を配布）
- (6) 地域老人会と子どもの伝承教育で、校区老人、民生委員への給食提供、卒業生へレシピ配布
- (7) 入学式、卒業式、運動会等来賓受付・接待など
- (8) 学期に 1 回、栄養士と一緒に定期衛生検査でエリア校巡回訪問（6～7 校）
- (9) 職長・指導職員が召集する、夏・冬のエリア会議学習会（夏：衛生管理、冬：労働安全衛生）で調理現場のスキルアップ
- (10) 新年度にむけた受け入れ準備、食器かご・食器等調理機具の整備と購入
- (11) 機器類の更新や、保管転換の優先順位の決定
- (12) 年間を通した薬剤、洗剤、衛生対策用品（ビニール袋、使い捨て手袋、ペーパータオル）等の購入計画と整備
- (13) 市民啓発業務の取り組み
 - ① 市主催の農水まつりへ食育展示で参加。
 - ② 市民団体と共同して、「来て！見て！食べて学校給食」として、未就学児の試食会を実施。
 - ③ 教育委員会に講師を依頼し、就学前の幼児、保護者を対象に毎年実施している。（150 名の親子の参加）
 - ④ 環境局とタイアップして、子ども・保護者を対象に「食と環境の教室」を実施。農水局（食材提供）、こども未来局（学童保育担当）にも協力依頼。夏休みに 3, 4 年生に、食材や食についての話、環境学習等を行い、昼食に地産地消の給食を提供。牛乳パックを使ったリサイクル工作。

- ⑤ 学校開放での給食展示、説明（オープンスクール）
- ⑥ 健康診断（新1年）、入学説明会でのサンプル展示と給食説明
- ⑦ 「食と環境の教室」一校区対象に環境教育と食のイベント

5. 業務の困難性とスキルアップ

(1) 業務上の困難性とその対応について

- ① 嘴託制度を導入しているため、正規職員と同数かそれ以上のため、職員の勤務時間が違う。なおかつ、定着しにくく調理経験のない嘴託職員を育て、まとめるのは非常に困難である。
集団的チームプレーとして、業務執行の要として指揮、取りまとめ、自ら、業務にあたる。

(2) 業務に必要な免許や技術等

- ① 採用時点では、一般教養と体力、実技での選抜となるが、経験年数2年以上の者については、調理師免許の取得に向けて取り組んでいる。
- ② 労働安全衛生委員会では、新労働側委員に、毎年2名、衛生管理士1種の免許取得を義務付けしている。

(3) スキルアップのための研修

教育委員会主催

4月—新職長、新指導職員合同研修

夏季期間—全体研修Ⅰ（調理員、嘴託職員、栄養士対象）衛生、労安等

全体研修Ⅱ（調理員のみ）一般教養、食教育

実技研修 新献立導入に向けての実技研修…回転釜による自校炊飯など

新規採用者研修 1日

中堅者研修 2日 (10~15年経験者)

防災研修 (新職長、新指導職長)

夏季・冬季 全市12エリアに分けて、業務研修—作業マニュアル、労安、衛生管理等

〈参考〉賃金センサスによる職種の定義

調理士

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者。

学校用務員

1. 学校用務員の業務についての日教組の考え方

学校用務員は、子ども達が安全に、また安心して学習できるよう、細心の注意を払いながら、環境整備に責任を持って仕事をしている。2000年頃から学校現業職員が日常行っている職務と学校における「安全・安心」の関連が検討され、「誰が学校施設の安全点検・安全管理に責任を負うのか」という点から、学校現業職員の職務内容を整理し、目的意識を持ってこれを行う職種として位置づく取組みをすすめている。

昨今、「安全」「安心」な学校づくりを求める住民・保護者のニーズが高まり、中央教育審議会は「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体としてのとりくみをすすめるための方策について」（08年1月17日）で学校安全に関する方策を答申した。それを受け、「学校保健安全法」（08年6月11日）が成立、参議院の付帯決議において専ら学校安全対策に従事する者の人的体制の整備がもりこまれた。

中教審答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体としてのとりくみをすすめるための方策について」（08年1月17日）

- 子どもの身の回りの事件・事故や自然災害は、あらゆる場面において発生しうることから、学校事務職員、学校現業職員を含むすべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々なとりくみを総合的に進めることが求められている。
- そのため、学校安全に関して総合的な計画（学校安全計画）を作成し、教職員の共通理解の下で計画にも基づくとりくみをすすめていくことが重要である。

参議院の付帯決議

「各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等の人的体制の整備を行うこと。」

2. 学校用務員の業務内容

学校用務員の業務は主に次の三つであり、それぞれに以下の業務を行っている。

- ・安全・安心な教育環境の整備
- ・快適な教育環境の整備
- ・学校（社会）教育活動の補助・支援

- (1) 安全・安心な教育環境の整備…防災等の安全対策の徹底と整備
- ①防災施設の点検整備…スプリンクラー、火災報知機、プール、シャッター等
 - ②危険箇所（器具）の察知と解決…建具等修理、校庭危惧の点検、害虫（蜂等）の駆除等
 - ③防犯対策…校内鍵の点検・整備、門扉・塀等の点検・整備等
 - ④その他…不審者対策、シックハウス対策等
- (2) 快適な教育環境の整備
- ①校舎内外の清掃、美化…校庭内の環境保全（ごみの分別対策、池・花壇の整備、校地周辺も含む清掃）
 - ②緑化・剪定・除草作業…植木剪定、樹木の消毒・防虫、校地内の除草
 - *事例 緑化と平行して見通しを良くするなど「隠れ喫煙」等の非行防止策の対応
 - ③施設・設備の修繕及び点検・保全
 - …校内のあらゆる設備（机、下駄箱、電灯・電気系統、水道等）、建造物（天井、床、壁、塀等）の施設の修理
 - *事例 修繕の必要性は老朽化等の理由もあるが、学校（特に義務教育）で多いのは破壊行為によるもの。破壊行為は学校の荒れにつながる。破壊行為による破損は、二次・三次行為に発展しないよう緊急（即時）対応が最も重要。対応するにはガラス、建具、ペンキ（落書き等）、電気関係等のあらゆる基本技術の習得が必要。
- (3) 学校（社会）教育活動の補助・支援
- ①破壊行為対策…教員と連携しての教育的指導
 - *事例 破壊した生徒と共同での修理等
 - ②不登校対策…不登校の生徒と花壇作り等の作業を行うことで復帰支援等
 - ③登下校の安全確認、エスケープ対策
 - *事例 授業中などでエスケープに対して教員の対応ができない場合が多く、その際の緊急対応
 - ④生徒の自主活動の支援…生徒が自主的に行う園芸等の支援
 - ⑤PTA活動の支援・協力…諸行事（夏祭り、バザー等）の援助、ごみの分別リサイクル活動
 - ⑥地域コミュニティー活動の支援・協力
 - *事例 学校開放活動などを通じて学校は地域のコミュニティーの場となっている。地域と学校の連携や行事後の環境対策や開放のデメリットである安全対策等が必要となっている。

3. スキルアップ等のための主なとりくみ

- (1) 業務上の困難性や危険性とその対応について

- ① ダイオキシン、P C B 等学校の建物の建材に使用されているもののチェックと子ども達に触れさせないための保管等の保全対策
 - ② シックスクール問題等に関する接着剤、ペンキ、ワックス等の調査と使用禁止の徹底（研修の充実）
- (2) 技術の継承や仕事の段取り等の伝達のための研修会の開催。
- 熟練職員等による技術・技能研修の開催。
 - 近隣校の職員による業務の共同実施をすすめ、少数ではできない業務を短期間で実施。コストダウンにもつながる。

〈参考〉賃金センサスによる職種の定義

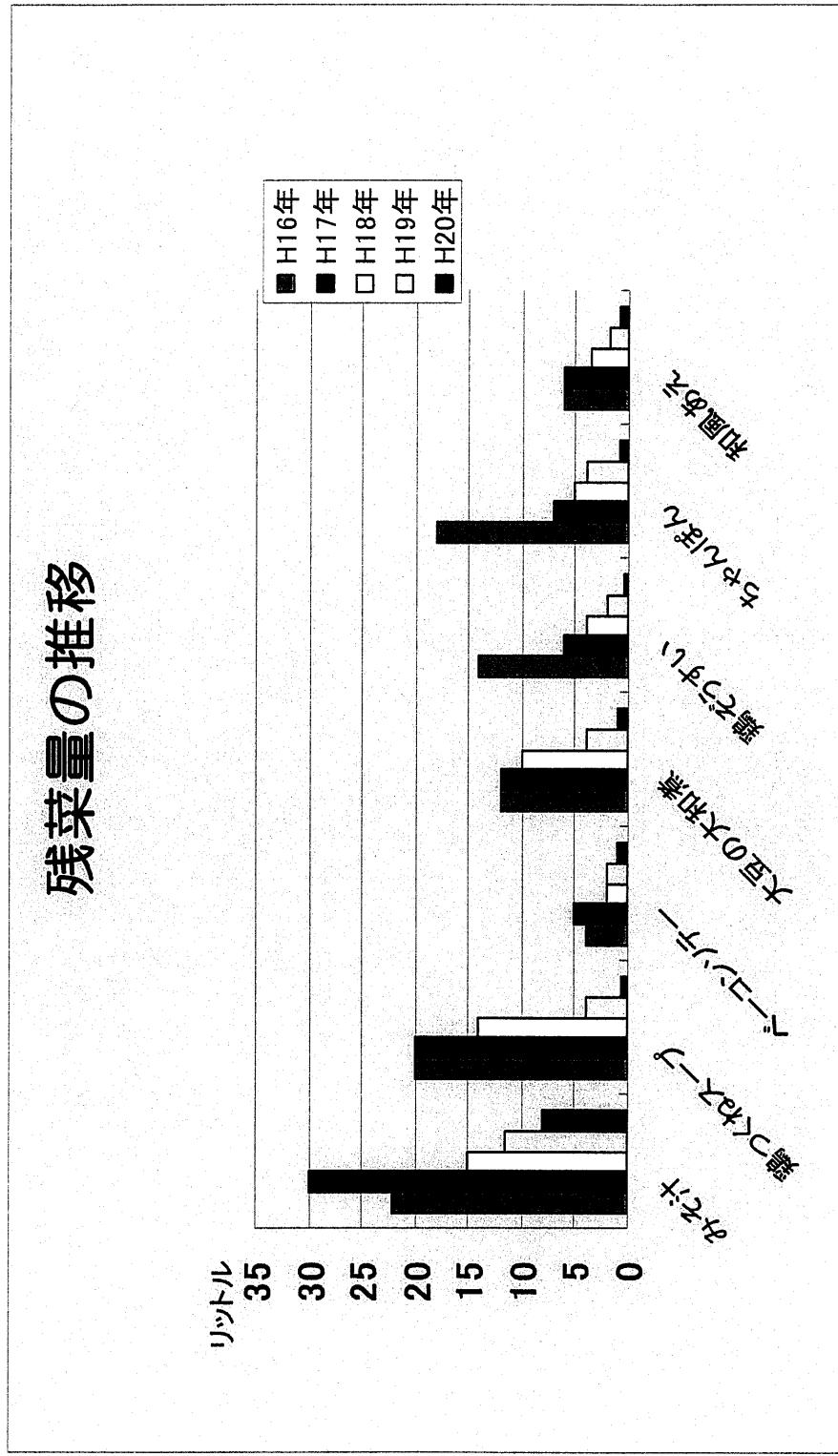
用務員

事業所内外の清掃、後片付け、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際の荷物の梱包、発送の手伝い等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者。

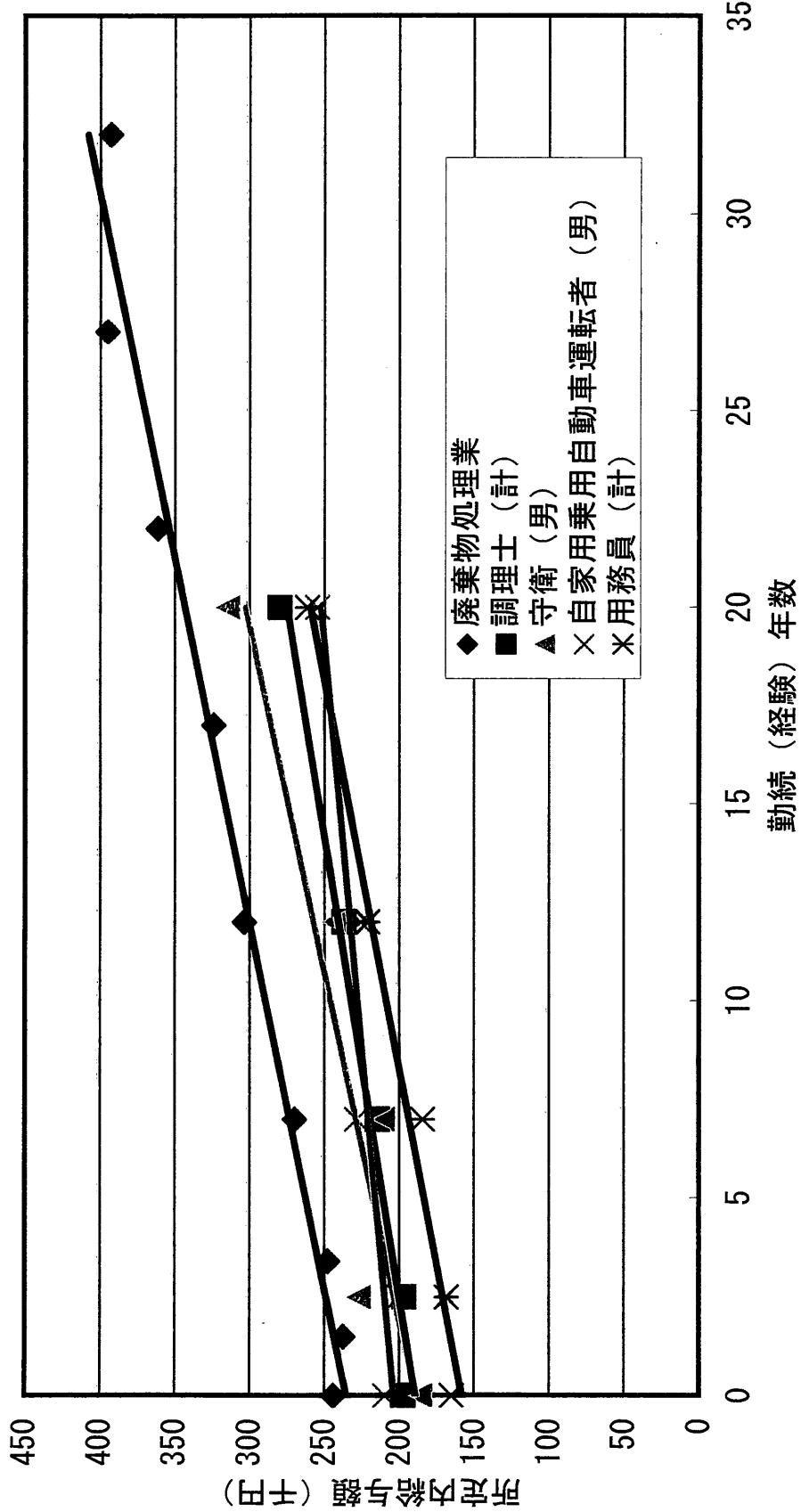
[除外]

- 1)専ら、守衛、給仕従事者、秘書、運搬夫、受付等の一定の仕事に従事する者。
- 2)専ら、清掃だけに従事する者。

平成16・17・18年…790食、 平成19・20年…750食



勤続（経験）年数階級別所定内給与額（平成19年賃金構造基本統計調査）



● 廃棄物処理業にあつては、勤続年数。「0年」を0年、「1～2年」を1.5年、「3～4年」を3.5年、「10～14年」を12年、「15～19年」を17年、「20～24年」を22年、「25～29年」を27年、「30年以上」を32年としてプロットしている。調理士（計）、守衛（男）、自家用乗用自動車運転者（男）、用務員（計）においては経験年数。「1～4年」を3.5年、「1～4年」を3.5年、「15年以上」を20年としてプロットしている以外は、廃棄物処理業の勤続年数と同様にプロットしている。